

平成 30 年 5 月 28 日

各位

会社名 株式会社 リボミック
 代表者名 代表取締役社長 中村 義一
 (コード番号 4591 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員経営企画部長 中村 恵美子
 電話番号 03-3440-3745

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び

第14回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成30年5月28日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（以下、「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第14回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で投資契約書（以下、「本投資契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 30 年 6 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 25,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	1,633,986 株
(5) 資金調達額	1,000,000,000 円
(6) 転換価額	612 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 725,000,000 円 THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合 275,000,000 円
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	(1) 前記各号については、払込期日において、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること並びに当社が平成 29 年 6 月 26 日に発行した第 13 回新株予約権（以下「第 13 回新株予約権」といいます。）に関し下記事項を満たしていること等を条件とします。 ① 当社が、大和証券株式会社との間で締結した平成 29 年 6 月 26 日付コミットメント契約書に規定された事項その他の第 13 回新株予約権の行使の条件を満たす行為を払込期日までに行っておらず、また当該行使の条件が満たされていないこと。 ② 当社が、当社取締役会決議において、払込期日以降 1 週間以内のい

	<p>ずれかの日（以下、「本件取得消却日」といいます。）に第 13 回新株予約権の全部を取得すること、並びに取得した第 13 回新株予約権の全部を取得後直ちに消却することを決議したうえ、大和証券株式会社に対して本件取得消却日の 2 週間前までに通知していること。</p> <p>③ 当社が、第 13 回新株予約権の取得及び消却に関し、適時開示を行っていること。</p> <p>(2) 本社債権者による繰上償還事由 本投資契約において、ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別紙 1 の発行要項第 16 項第(3)号の規定にかかわらず、払込期日以降平成 33 年 6 月 12 日まで(当日を含む。)の間、以下①乃至⑤のいずれかの事項が決定若しくは承認された場合、又は⑥の事項があった場合に限り、償還すべき日の 15 営業日前までに当社に対して事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に 110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを請求することができます。なお、平成 33 年 6 月 13 日以後は割当予定先は償還請求はできません。</p> <p>① 当社及び米国子会社 RIBOMIC USA Inc.（以下「当社等」という。）の組織再編行為（当社等が消滅会社となる第三者との合併、又は当社等が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割）</p> <p>② 当社等の事業の第三者への全部若しくは重要な一部の譲渡</p> <p>③ 当社等の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て</p> <p>④ 当社の普通株式の上場廃止又はその決定</p> <p>⑤ 当社によるその時点で残存する本新株予約権の一部又は全部の取得の決定</p> <p>⑥ 当社による本投資契約の重大な違反についてウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2 週間以内に違反状態が治癒されない場合</p>
--	---

(2) 第14回新株予約権

(1) 割当日	平成 30 年 6 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	16,340 個
(3) 発行価額	総額 1,634,000 円（新株予約権 1 個当たり 100 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,634,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(5) 資金調達の内訳	1,001,642,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 1,634,000 円 新株予約権行使分 1,000,008,000 円
(6) 行使価額	612 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 11,776 個 THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合 4,564 個
(8) その他	(1) 前記各号については、割当日において、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること並びに第 13 回新株予約権に関し下記事項を満たしていること等を条件とします。 ① 当社が、大和証券株式会社との間で締結した平成 29 年 6 月 26 日付コミットメント契約書に規定された事項その他の第 13 回新株予約権

	<p>の行使の条件を満たす行為を割当日までに行っておらず、また当該行使の条件が満たされていないこと。</p> <p>② 当社が、当社取締役会決議において、払込期日以降1週間以内のいずれかの日（前記「本件取得消却日」）に第13回新株予約権の全部を取得すること、並びに取得した第13回新株予約権の全部を取得後直ちに消却することを決議したうえ、大和証券株式会社に対して本件取得消却日の2週間前までに通知していること。</p> <p>③ 当社が、第13回新株予約権の取得及び消却に関し、適時開示を行っていること。</p> <p>(2) 当社の行使指示</p> <p>本投資契約において、当社は、平成30年6月13日以降いつでも、次の場合にはウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権の行使を指示することができます。ウィズ・パートナーズは、かかる指示のあった日（以下、「行使指示日」といいます。）から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせます。</p> <p>① 行使指示日を含めた10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値が行使価額の150%を超過した場合、累積で本新株予約権の4,902個（行使総額300,002,400円、新株予約権の目的となる株式490,200株分）を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。</p> <p>② 行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の200%を超過した場合、前記①に従う本新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権の9,804個（行使総額600,004,800円、新株予約権の目的となる株式980,400株分）を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。</p> <p>但し、いずれの場合においても当該行使指示日において行使を指示できる本新株予約権は、当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数又は下記「7. 割当予定先の選定理由等 (5) 株券貸借に関する契約」に記載の貸株の数量に相当する個数のいずれか低い株数（以下、「指示可能個数」といいます。）を上限とします。</p> <p>なお、当社は、(i) 割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内、(ii) 当社が本(2)に基づく本新株予約権の行使を指示した日から5営業日以内、及び(iii) 割当予定先又はウィズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、本新株予約権の行使の指示をできないものとします。ただし、当社は前記(i)の規定にかかわらず、割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使を請求した個数が指示可能個数に満たない場合には、指示可能個数を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の①RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費、②RBM-007の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費、③次世代型「RiboARTシステム」の開発と新規事業展開のための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、ウィズ・パートナーズの提案を受けたスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり当社が本新株予約権付社債の発行時点で1,000,000,000円の資金が使用可能になること、本新株予約権にて、強制行

使条項が付与されており、一定の株価水準以上になった場合には事業の進展に合わせて、希薄化に配慮して段階的に資金調達が可能なることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行おうとするものであります。なお、①～③に記載への資金の充当については、事業の進捗に合わせて、充当時期の早いものから段階的に充当してまいります。

本資金調達を実施するにあたり、当社は長期的に安定した財務基盤を維持し、臨床試験の実施に伴う将来の資金需要に対応できる機動的な資金調達手段かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段が必要であると判断し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

資金調達の目的

当社は、当社が次世代の医薬品と期待する核酸新薬として、一本鎖の核酸（生命の遺伝の仕組みを司る DNA や RNA）がもつ造形力によって、疾患の原因となる標的タンパク質に結合し、標的タンパク質の働きを阻害する核酸（以下「アプタマー」といいます。）を創製し、医療機関や患者様から求められている「Unmet Medical Needs（まだ有効な治療法が確立されておらず、医薬品の開発が強く望まれている治療分野の医療ニーズ）」の疾患に対する新薬の提供を目指しております。そのために、当社が独自に開発した、アプタマーを利用した医薬品開発（以下「アプタマー創薬」といいます。）のプラットフォーム技術（疾患を限定せず広い範囲の創薬を対象にできる汎用的な技術）である「RiboART システム（Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System）」をベースとして、様々な疾患や創薬ターゲットに対する有効性が期待されるアプタマーを創製し、早期ライセンス・アウトを前提とした「自社創薬」と、製薬企業との「共同研究」を二つの柱として事業を進めてきました。

当社は、平成 26 年 9 月に東京証券取引所マザーズ市場に上場して以来、公募増資により調達した資金を用いて、この事業スキームを推進してまいりました。この資金を活用して研究開発を進め、自社創薬品目の一つとして、線維芽細胞増殖因子 2（FGF2）を標的タンパク質とし、FGF2 の働きを阻害する抗 FGF2 アプタマー（自社化合物番号 RBM-007）を創製することに成功しました。RBM-007 は FGF2 に対し特異性が高く（つまり FGF 類縁因子を含め FGF2 以外の他のタンパク質には反応せず FGF2 のみに効果を有すること）かつ、抗体等の既存の阻害剤よりも強い阻害活性を有する（つまり FGF2 の機能を阻害する効果が強いということ）アプタマーです。

1988 年に米国の実験病理学会の機関誌である「American Journal of Pathology (Vol. 130, 393-400)」に発表された論文では、FGF2 の生理作用の一つとして、新たな血管を作る作用があると報告されています。眼科領域の疾患の一つである加齢黄斑変性症は、炎症により網膜組織の血管（健常な場合には存在しない）が新たに作り出されることが原因で発症します。この事は、FGF2 が加齢黄斑変性症の原因となっている可能性を示唆しております。

更に、1995 年に米国の細胞生物学会の機関誌である「Molecular Biology of the Cell (Vol. 6, 1861-1873)」に発表された論文では、FGF2 を過剰に生体内で発現させたマウスにおいて、体長が短縮することが報告されています。この事は、FGF2 が四肢短縮の希少疾患である軟骨無形成症の原因となっている可能性を示唆しております。

これらの知見を基に、加齢黄斑変性症において網膜組織で新たに血管を作り出す FGF2 の作用を RBM-007 で抑制することができれば、RBM-007 は加齢黄斑変性症の治療薬になり得る、更には、軟骨無形成症において FGF2 が軟骨に及ぼす作用を RBM-007 で抑制することができれば、軟骨無形成症の治療薬になり得ると考え、RBM-007 の研究開発を進めました。この結果、加齢黄斑変性症と軟骨無形成症のいずれの疾患モデル動物においても RBM-007 の有効性が実証されたため、RBM-007 は、両疾患に対する新規治療薬となりうる事が明らかとなりました（研究成果の一部は米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌、平成 28 年 11 月号に掲載。Vol. 24, 1974-1986, 2016）。

なお、本日現在まで臨床ステージにある FGF2 阻害剤の報告はなく、RBM-007 を用いた医薬品の開発が成功すれば、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症の患者へ既存薬とは異なる作用メカニズムの新薬を提供することが出来ると同時に、新しい医薬市場を開拓し、当社の大きな収益につながるかと期待できます。この RBM-007 の可能性を考慮すれば、臨床試験実施前の現段階で製薬企業に早期ライセンス・アウトするよりも、マザーズ市場に新規上場時には想定していなかった加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした自社での臨床試験を実施し、RBM-007 の製品価値を高めることが、より高額なライセンス収入を得ることにつながると判断し、平成 29 年 6 月に RBM-007

の治験計画届出準備費用、及びRBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費に充当することを目的に当社が平成29年6月26日に発行した第12回新株予約権(以下「第12回新株予約権」といいます。)を、RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費に充当することを目的に第13回新株予約権(RBM-007を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出を行使の条件とするトリガー条項付)を発行いたしました。その後、第12回新株予約権の行使により調達した資金を用いて加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床試験実施のために必要となる治験計画届出準備(治験薬(治験用製剤)製造、医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を確保するための基準であるGLP(Good Laboratory Practice)適合非臨床安全性・毒性試験、治験実施計画策定)を進めてまいりました。このような臨床試験の準備を進める過程において、RBM-007の加齢黄斑変性症に対する作用メカニズムは既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供する必要があるという臨床医のニーズにマッチしていることから、臨床医によるRBM-007への期待が高まるとともに、RBM-007のライセンス・アウトと製品化への道筋をより確実なものとし、かつ、探索研究を中心とした事業から、自社創薬品目の臨床開発も手掛ける製薬企業へとステージアップするためには、第12回新株予約権の発行時点で想定していた臨床試験の第I/IIa相試験に加えて、当社で200名規模の被験者に、治験薬を投与し第I/IIa相試験に比較し有効性がより確認できる第IIb相試験を実施する必要があると判断したため、本試験を実施するための資金として1,270,000千円が必要となりました。

第12回新株予約権ではRBM-007の治験計画届出準備費用として258,750千円、RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費(第I/IIa相試験)として417,850千円を見込み、これまでに第12回新株予約権により593,615千円を調達し、RBM-007の治験計画届出準備費用として259,747千円を既に充当しておりますが、今後、第I/IIa相試験の実施に必要な資金については、当初自社で実施することを想定していた医療機関との連携の一部を新たにCRO(Contract Research Organization、医薬品開発業務受託機関)に委託することとしたため、追加で費用が発生する見込となったことにより、本試験を実施するための資金として、第12回新株予約権による調達資金の未充当金額333,867千円に加え、99,800千円が必要となりました。

第12回新株予約権の発行後に実施した当局との折衝により、軟骨無形成症の治験計画届出に必要なGLP適合非臨床安全性・毒性試験の実施項目が追加となったことにより、RBM-007の軟骨無形成症の治験計画届出準備費用が追加で発生することとなりました。また、上記に記載のとおり、当初想定していなかったRBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした第IIb相試験を実施することとなったことに伴い、これまでに事業活動により獲得した資金を用いて加齢黄斑変性症の第I/IIa相試験、及び軟骨無形成症の第I相試験と第IIa相試験用として製造していた原薬では、加齢黄斑変性症の第I/IIa相試験と第IIb相試験、及び軟骨無形成症の第I相試験に必要な原薬を賄うことができるものの、軟骨無形成症の第IIa相試験に必要な原薬を賄うことができず、先行手配の必要な原薬製造が追加で必要となりました。

なお、第13回新株予約権におけるRBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費(第I相、第IIa相試験)としては675,300千円を予定しておりましたが、平成30年3月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による難治性疾患実用化研究事業に「抗FGF2アプタマー(RBM-007)を用いた軟骨無形成症治療薬の開発」と題する研究課題が採択され、これによる助成が受けられることとなったこと、及び第13回新株予約権の発行時点では平成33年3月期に予定していた、第IIa相試験の実施が平成34年3月期からとなる見込みであり、第IIa相試験のための費用は直ぐに資金を調達する必要はないため、今後において他の事業会社との提携を含めた資金調達方法を検討することといたしました。このような背景から、軟骨無形成症の開発を進めるための資金として、治験計画届出準備費用、第I相試験実施費用の一部並びに第IIa相試験実施のための原薬製造費用の一部として431,800千円が必要となりました。

当社といたしましては、RBM-007の加齢黄斑変性症、及び軟骨無形成症の臨床開発を確実に進めるための資金を調達し、現時点から長期的に安定した財務基盤を確保しておく必要があると判断いたしました。

また、上記のRBM-007の開発を進め、ライセンス収入を得るまでにはある程度時間を要するため、これと並行して当社のコア技術である「RiboARTシステム」を更にブラッシュアップし、次世代型「RiboARTシステム」へと発展させ、アプタマーによる新規事業展開を図り安定的な収益基盤を整備する必要があると判断いたしました。この事業においては、アプタマーの医薬品としての可能性を拓けるために、①既存技術では対応できない部位へのアプタマーの送達技術開発や、AI技術を活用したアプタマー取得技術の開発を行い、この技術を用いた製薬企業との共同研究、②アプタマーの医薬品以外での新規用途開発を行い、これを用いて製薬企業だけでなく、他分野の事業会社との協業を実施し、安定的な収益基盤の整備を進めてまいります。

これら当社の事業展開を実現させるために下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の①RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費、②RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費、③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開、それぞれの費用が新たに必要となり、当社取締役会は、慎重に必要性と合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、当該臨床開発のための資金調達を行うことを決定いたしました。

今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することで、新規事業展開につながる研究開発をスピードアップするとともに、RBM-007 について自社での臨床開発を実施して製品価値を高め、製薬企業とのライセンス契約締結に向けた活動を加速させることで中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本件第三者割当は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金用途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、転換期間を約3.5年間とする本新株予約権付社債（調達額1,000,000,000円）及び、行使期間を4年間とする本新株予約権（最大調達額1,001,642,000円）を第三者割当の方法によって割当てます。本新株予約権付社債においては、発行時点において1,000,000,000円の資金が調達でき、本新株予約権においては、強制行使条項が付与されており、段階的に資金を調達できる仕組みとなっております。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権付社債の償還を行うこと及び本新株予約権の一部又は全部を取得することができます。

(2) 本資金調達を選択した理由

①株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（平成30年5月25日）の当社普通株式の普通取引の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた612円に決定いたしました。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっております。当該転換価額及び行使価額の決定については、割当予定先と当社株式の各期間における市場での売買出来高や株価変動、決算短信等の情報開示からの期間等を協議した上で、総合的に判断いたしました。

本件第三者割当による資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時に集中して行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

②希薄化の抑制

行使価額修正条項が付されている場合（いわゆる「MSCB等」）とは異なり、転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、新株の発行と比べて、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、新株式のみを一度に発行する場合と比べて、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、ひいては株価に対する一時的な影響を小さくすることができると考えられます。したがって、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

平成30年5月28日現在、第13回新株予約権につきましては10,000個、対象株数1,000,000株の未行使の状況であります。残存する第13回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することが、当社にとって潜在株式数を抑制することとなり、ウィズ・パ

ートナーズにとっては本投資における権利行使を円滑に進めることができるため本投資契約の前提条件となっており、第13回新株予約権の発行要項第14項第(1)号及び関連する会社法の規定に基づき、本日開催の取締役会において、取得及び消却の決議をいたしました。(本日開示「行使価額修正条項付き第13回新株予約権(第三者割当て)の取得及び消却に関するお知らせ」を参照)これにより、希薄化の程度が抑えられるものと考えております。なお、第13回新株予約権における未行使分の全部を取得するための資金(1,800,000円)は、自己資金にて充ちいたします。

③資本政策の柔軟性

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

④追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うと共に、当社の技術・事業開発の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

⑤第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債は、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ資金調達が実現できますが、本社債権者が本新株予約権付社債の転換を行わない場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還を実施する予定です。

⑥第14回新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記に記載したとおり、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。また、本新株予約権は、所定の場合には当社が行使を指示することができるため、その場合には当社が行使を指示することにより段階的に資金を調達することができる仕組みとなっております。

本新株予約権については、取得条項が付されており、当社は会社法の規定に従って、2週間前に通知又は公告をした上で、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができます。

以上から、当社の置かれている現在の状況、他の選択肢とを比較検討した結果、今回ウィズ・パートナーズから提案を受けた、本新株予約権付社債及び本新株予約権という調達手法が最良の選択であると認識しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,001,642,000円
(内訳)	
(ア) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行	1,000,000,000円
(イ) 第14回新株予約権の発行	1,634,000円
(ウ) 第14回新株予約権の行使	1,000,008,000円
② 発行諸費用の概算額	20,000,000円
③ 差引手取概算額	1,981,642,000円

(注)

- 1 本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、登録免許税及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、及び信託銀行手数料等）の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費（第 I/IIa 相試験実施費用の一部）	99.8	平成 30 年 6 月 ～平成 31 年 12 月
	RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費（第 IIb 相試験実施費用）	1,270	平成 31 年 6 月 ～平成 33 年 12 月
②	RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費（第 I 相試験実施費用の一部及び第 IIa 相試験実施のための原薬製造費用の一部）	431.8	平成 30 年 7 月 ～平成 33 年 3 月
③	次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開	180	平成 30 年 6 月 ～平成 33 年 12 月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、従来の経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは当社の取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。
2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
 3. 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。また、資金使途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充当を含め、新たな資金調達を行う必要があります。
 4. 上記①～③の具体的な資金使途

① RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費

50 歳以上の人約 1%にみられ、欧米では失明原因の第 1 位となっている加齢黄斑変性症に対しては、網膜での異常な血管の新生を阻害する医薬品（ルセンティス、アイリーアなどの VEGF（血管内皮増殖因子）阻害薬）が開発されており、約 1 兆円の市場を形成して

います。それらの実用化から約 10 年が経過しましたが、その後の追跡調査において臨床上の問題点が明らかになってきました。その一つは、既存薬（VEGF 阻害薬）では効果が得られない患者がいることです。また、有効とみられた患者も 3 年程度経過すると薬効が低下し、再び失明のリスクにさらされることです。これらの要因として、病変による網膜の瘢痕化（線維化）（網膜下のタンパク質の線維化を原因とする瘢痕形成をいう）が関与していると考えられています。しかし、既存薬には瘢痕化を抑制する作用はありません。

これに対して、RBM-007 は、血管新生のみならず、失明の原因ともなる瘢痕形成を抑制する作用をもつことが明らかになりました（非臨床 POC、すなわち疾患モデル動物での効果の確認）。この事は、瘢痕病巣形成に FGF2 が関与していることを示唆しています。このような二重作用（dual action）は既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供するものと期待しております。このため当社では、RBM-007 による加齢黄斑変性症での臨床試験を実施し、ヒトでの安全性・体内動態の確認とともに有効性の確認を進めてまいります。なお、RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とする臨床試験は、眼球の器官の一つである硝子体に注射を行うため健康人に対する第 I 相試験（治験薬の安全性や体内動態を確認するための試験）は実施せずに、患者に対する第 I/IIa 相試験（少数の被験者に治験薬を少量から段階的に増量しながら投与し、治験薬の安全性（有害事象、副作用）や体内動態（吸収、分布、代謝、排泄）の確認とともに有効性の確認を並行して行う試験）を実施いたします。なお、第 I/IIa 相試験のための IND 申請を遅くとも平成 30 年 6 月末まで（予定では 6 月中旬）に実施する予定であり、IND 申請後速やかに臨床試験を開始する予定です。第 I/IIa 相試験の実施後において、患者に対する第 IIb 相試験（200 名規模の被験者に第 I/IIa 相試験の結果得られた投与量に基づき治験薬を投与し、治験薬の有効性の確認を行う試験）を実施いたします。

平成 28 年 4 月 26 日にロイターが配信した記事によると、平成 26 年時点の全世界の加齢黄斑変性症患者数 1 億 3,500 万人のうち 1,225 万人が米国に居住していると推定されており、米国では加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験での被験者の確保を比較的容易に行うことができると考え、当社は RBM-007 による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験を米国で行うことといたしました。これに向け、カリフォルニア大学サンフランシスコ校（UCSF）メディカルセンター眼科の医師である Robert B. Bhisitkul 教授と、メディカルエキスパートの委嘱に関する契約（Medical Expert Agreement）を締結し、米国での臨床試験を行うための準備を進めてきました。この臨床試験における主要な費用は、医療機関費用（治験を実施する医療機関で治験に関連して負担する費用）、CRO 委託費用等となります。

RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした第 I/IIa 相試験での臨床開発費への具体的な金額及び充当期は、平成 31 年 3 月期に 59,800 千円、平成 32 年 3 月期に 40,034 千円を予定しております。

第 IIb 相試験での臨床開発費への具体的な金額及び充当期は平成 32 年 3 月期に 300,000 千円、平成 33 年 3 月期に 600,000 千円、平成 34 年 3 月期に 370,000 千円を予定しております。

②RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費

四肢短縮による低身長（成人男性では身長が約 130cm、成人女性では身長が約 125 cm に留まる）を主な症状とし、有効な治療薬が開発されていない、希少疾患の軟骨無形成症では、増殖期にある軟骨細胞の表面に現れる線維芽細胞成長因子 3 型受容体（FGFR3）に遺伝子変異が起きています。FGFR3 の遺伝子変異は、軟骨細胞の増殖を強く抑制する作用を持ちます。この軟骨細胞の増殖を抑制する FGFR3 の活性化に FGF2 が深く関与している可能性が示唆されてきました。

当社が実施した、軟骨無形成症モデルマウス（FGFR3 の遺伝子を軟骨無形成症の突然変異型に人為的に改変したマウス）を用いた薬理試験において、RBM-007 は低身長改善効果を示し、軟骨無形成症に対する本薬剤の非臨床 POC が確認されました（すなわち疾患モデル動物での本薬剤の効果の確認がなされました）。さらに、ヒトでの効果の裏付けとなるデータを取得する目的で、大阪大学医学部附属病院と、ヒト iPS 細胞（人工多能性幹細胞）を用いた共同研究を実施してきましたが、軟骨無形成症患者由来の iPS 細胞では喪失している軟骨細胞への分化誘導が、RBM-007 存在下で回復することも確認しました。

さらに、本疾患に対する基礎・臨床面での様々な評価方法等を有する大阪大学医学部、及びチェコ共和国 Masaryk 大学医学部とも連携して研究開発を進めております。また、大阪大学医学部の医師である大藪恵一教授と医学専門家の委嘱に関する契約を締結し、本ア

プタマーの平成 32 年 3 月期中における独立行政法人・医薬品医療機器総合機構 (PMDA) への治験計画届出とそれに続く臨床試験の実施に向けた体制の準備を整えております。

このプロジェクトは、平成 28 年度から平成 30 年度までにおいて国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) による創薬支援推進事業 (希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業) として支援を受けるとともに、第 12 回新株予約権により調達した資金を用いて治験計画届出のための準備を進め、当局との折衝も開始いたしました。

軟骨無形成症で対象となる患者は小児であるため、当社では RBM-007 による軟骨無形成症を対象とした臨床試験計画は慎重かつ入念に策定する必要があると考えております。当該計画については、米国への加齢黄斑変性症の治験計画届出における当局との折衝等で得た知見や、加齢黄斑変性症の第 I/IIa 相試験の経過を考慮して策定するため、加齢黄斑変性症の治験計画届出と軟骨無形成症の治験計画届出の間にはタイムラグが生じることが想定されます。今後の軟骨無形成症の臨床試験ではまず、成人の健常人を対象に治験薬の安全性や体内動態の確認を行う第 I 相試験を実施し、治験薬の安全性や体内動態を確認したうえで、少数の小児患者を対象に治験薬の有効性の確認を行う第 IIa 相試験を実施いたします。

本資金調達において必要とする、RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用、及び臨床開発費の内訳は、GLP 適合非臨床安全性・毒性試験実施費用、第 IIa 相試験実施のための原薬の製造・管理費用、第 I 相試験実施時の医療機関費用、CRO 委託費用等となります。これらの具体的な金額及び充当時期は、平成 31 年 3 月期に 41,500 千円、平成 32 年 3 月期に 290,300 千円、平成 33 年 3 月期に 100,000 千円を予定しております。

③ 次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開

当社のコアとなる創薬技術「RiboART システム」は、アプタマー創薬に関する総合的な技術や知識、経験等から成り、多様なプラットフォーム (本技術を応用して様々な新薬のシーズを創出する場、即ち創薬基盤) を構築しております。「RiboART システム」を用いることにより、疾患や標的タンパク質に限定されない様々な新薬のシーズを創製することが可能となり、多様なニーズに対しアプタマー医薬の開発を進めることができます。当社は、この「RiboART システム」を、次世代型「RiboART システム」へと発展させ、プラットフォーム技術が適用できる範囲をこれまで実施してきた細胞外の創薬標的をターゲットとしたアプタマー創薬に限定されることなく、既存技術では対応できない部位へのアプタマーの送達技術開発や、AI 技術を活用したアプタマー取得技術の開発、アプタマーの医薬品以外での新規用途開発につなげてまいります。③では、①及び②に加え、次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開を図るための開発費として、平成 31 年 3 月期に 50,000 千円、平成 32 年 3 月期に 50,000 千円、平成 33 年 3 月期に 50,000 千円、平成 34 年 3 月期に 30,000 千円を充当することを予定しております。

平成 26 年 8 月 20 日及び平成 26 年 9 月 4 日に決議した増資 (以下「前々回増資」という。) の内容

当社は、公募による新株発行により平成 26 年 9 月 18 日に差引手取概算額 2,519,440 千円の増資を実施いたしました。上記において調達した資金の本日現在の充当状況は以下のとおりです。

具体的な用途	充当予定額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
自社創薬の各パイプラインの研究開発費	2,519,440	857,970	1,661,469

なお、上記「自社創薬の各パイプラインの研究開発費」は、当社独自の創薬プラットフォームである「RiboART システム」を活用し、基礎・探索研究及び前臨床試験を実施するための研究開発費であります。前々回増資による調達資金は、臨床試験実施に至るまでの研究開発を目的とした資金であり、その目的に従い、RBM-007 をはじめとした自社創薬の各パイプラインの臨床試験に至るまでのステージアップや新規パイプラインの創製に努めてまいりました。今後にお

いては、前々回増資による調達資金のうち未充当のものを、当初の計画通り、RBM-007 以外の自社創薬の各パイプラインのステージアップと新規パイプライン創出のために充当し、RBM-007 に続く臨床開発品や、ライセンス・アウト候補品の創出に努めてまいります。

平成 29 年 6 月 8 日に決議した増資（以下「前回増資」という。）の内容

当社は、第三者割当による行使価額修正条項付き第 12 回新株予約権及び、第 13 回新株予約権の発行を行っており、上記において調達した資金の本日現在の充当状況は以下のとおりです。

第 12 回新株予約権

具体的な使途	調達した資金の額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
① RBM-007 の治験計画届出準備費用	593, 615	259, 747	333, 867
② RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費			

なお、上記「RBM-007 の治験計画届出準備費用」は RBM-007 の治験計画届出に必要となる費用であり、その目的に従い、GLP 適合非臨床安全性・毒性試験の実施費用、及び治験薬の製造・管理費用に充当しております。なお、RBM-007 の治験計画届出準備費用として当初 258, 750 千円を予定しておりましたが GLP 適合非臨床安全性・毒性試験のための費用が当初計画を上回ったため、RBM-007 の治験計画届出準備費用として 259, 747 千円を充当しております。今後においては、その目的に従い、未充当のものを RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費に充当し、RBM-007 の開発を着実に進めてまいります。

第 13 回新株予約権

具体的な使途	調達した資金の額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
① RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費	—	—	—

なお、第 13 回新株予約権には、RBM-007 を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出を行使の条件とするトリガー条項が付されており、本日現在においてはトリガー条項がみたされていないため、未行使となっております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ① 本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（平成30年5月25日）

の当社普通株式の普通取引の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた612円を基準株価として、612円といたしました。

- ② 本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた価格を基準としたのは、①市場における当社株式の売買出来高や株価変動の状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の終値を基準とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、②一定期間の平均値を採用する場合の発行価額の決定につきましては、取締役会決議日に近接した短期間ではなく、平成30年5月14日付「平成30年3月期決算短信」において公表した直近の財務状況を踏まえたある程度の期間の方が望ましいと考え、かかる平均値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の626円に対し2.24%（小数点第3位を四捨五入、以下同様）のディスカウント、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価（小数点以下切り上げ、以下同様）634円に対し3.47%のディスカウント、また、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価642円に対し4.67%のディスカウントとなっております。
- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」という。）に対して価値算定を依頼しました。
- ④ 本新株予約権付社債については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約3.5年間）、無リスク利率（-0.11%）、株価変動性（52.26%）、発行会社及び割当予定先の行動（当社株価が転換価額の250%を超過した場合、本新株予約権付社債を取得するものとします。なお、満期日において残存する対象新株予約権付社債がある場合には、額面にて償還するものとします。割当予定先は基本的に株価が本新株予約権付社債の転換価額を上回っている場合は、本新株予約権付社債の転換を行い、転換により取得された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約10%を目安に売却をするものとします。）、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。
- ⑤ その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり約99円）を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。
- ⑥ 本新株予約権については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約4年間）、無リスク利率（-0.11%）、株価変動性（52.26%）、発行会社及び割当予定先の行動（当社は本新株予約権の発行後、行使指示が可能な場合は、行使指示を行うものとします。当社株価が行使価額の250%を超過した場合は、本新株予約権を取得するものとします。割当予定先は基本的に株価が本新株予約権の行使価額を上回っている場合、かつ、本新株予約権付社債が残存していない場合、本新株予約権の権利行使を行い、行使により取得された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約10%を目安に売却をするものとします。）、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、100円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。
- ⑦ 以上のことから、当社は、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の発行条件は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しました。
- ⑧ なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記のプルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確

認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないとは判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ プルータス・コンサルティングは企業価値評価実務を熟知しており、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 発行条件等については企業価値評価に定評のあるプルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ プルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれも有利発行に該当しないこと。
- ・ 上記の点から、プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ① 発行数量に関しては、当社株式の直近6ヶ月（121取引日）の売買高は10,781,500株、3ヶ月（60取引日）では3,517,900株、1ヶ月（19取引日）では2,071,500株に対し、本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,633,986株、転換期間は約3.5年間、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,634,000株、行使期間は4年間、本件の対象となる合計株式数3,267,986株を3.5年間で消化するためには、それぞれ直近6ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の4.33%、直近3ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の6.64%、直近1ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の3.76%となり、合理性があるものと考えております。また、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の転換価額・行使価額は固定されており、割当予定先による過度の売却が割当予定先の利益にそぐわないこと、また保有株式の売却の際には、割当予定先は市場に配慮したうえで行う旨、口頭で伺っていることから、割当予定先による過度な売り圧力とはならないと認識しております。
- ② 本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,633,986株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。
- ③ 本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,634,000株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ④ 上記のとおり、本新株予約権付社債に係る潜在株式数は最大で1,633,986株、及び本新株予約権に係る潜在株式数は最大で1,634,000株、合計最大で3,267,986株（議決権の数は32,679個であり、平成30年5月28日現在の発行済株式総数14,381,900株（総議決権数143,800個）に対して、合計22.72%（議決権比率22.73%）となります。
- ⑤ 当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。
- ⑥ なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が強化され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

- ⑦ また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、成長投資を行うことで企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

- ① ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合（本新株予約権付社債 725,000,000円、本新株予約権 11,776個）

（平成30年3月31日現在）

名称	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
組成目的	尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成26年10月1日	
出資の総額	15,480,000,000円	
出資者・出資比率・出資者の概要	1. 38.8% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 2. 12.9% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （年金特定信託46626-6030） （同社は企業年金基金の受託者です。） ※上記以外に10%以上の出資者はありません。 3. 1.3% 株式会社ウィズ・パートナーズ（本組合の業務執行組合員です。）	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.63% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.28% その他25名
上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

②THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（本新株予約権付社債 275,000,000円、本新株予約権 4,564個）

（平成30年3月31日現在）

名称	THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
組成目的	日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成29年1月20日	
出資の総額	6,000,000,000円	
出資者・出資比率・出資者の概要	1. 20.00% 日本メナード化粧品株式会社 2. 16.66% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ※上記以外に10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは1.66%を出資しております。	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.63% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.28% その他25名
上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

※当社は、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ並びにその代表者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階 代表取締役 古野啓介、以下「JPリサーチ&コンサルティング」という。）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報：登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集
2. 独自情報：公知情報からJPリサーチ&コンサルティングが独自に構築した反社会的・市場勢力の

データベースとの照合

これらの調査を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の主たる出資者である、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社についてはコーポレートガバナンス報告書及び行動規範を確認し、未上場企業及び個人については、JP リサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の置かれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、割当予定先が現時点で最良と判断できる調達スキームを提案してきたことに加え、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが、ヘルスケア産業に強い人的及びビジネス上のネットワークを保有し、ヘルスケア分野での事業展開支援において豊富な経験と実績を持っており、当社の事業内容と経営方針にきわめて理解が深く当社の置かれている状況を十分理解している支援先と考え、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先のうち、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、またTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の通りに使用されるほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して国内外の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。

割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきましては、以下の通り口頭にて確認しております。

1. 原則として、長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であり、具体的には、市場での売却のほか、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、株主構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標であること。

2. 当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行うこと。

3. 本件第三者割当に伴い割当予定先は、当社代表取締役より当社普通株式について借株を行う旨を投資契約へ記載し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うこと。但し、ヘッ

ジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けは行わないこと。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないこと。

但し、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。なお、当社普通株式の市場売却については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることもありえます。ウィズ・パートナーズが重要事実を知った場合においては、当該重要事実が公表されるまでの期間、インサイダー取引規制上、当社普通株式を株式市場で売却することはできないこととなります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成30年5月25日現在の預金残高照会帳票を入手し、本件第三者割当の引受に要する資金約20億円の自己資金を保有していることを確認しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長中村義一は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。割当予定先は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成30年3月31日現在）		
氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（％）
大塚製薬株式会社	4,000,000	28.14
全薬工業株式会社	1,025,800	7.22
新井 計男	609,900	4.29
中村 義一	568,000	4.00
藤本製薬株式会社	300,000	2.11
中村 恵美子	271,000	1.91
カブドットコム証券株式会社	267,400	1.88
株式会社SBI証券	259,100	1.82
宮川 伸	248,700	1.75
佐々木 桂一	241,100	1.70

(注)

- 1 割当予定先の保有方針は上記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」記載のとおり、長期保有ではありませんので、募集後の大株主及び持株比率は省略しております。
- 2 募集前の持株比率は、平成30年3月31日現在の株主名簿をもとに算出しております。
- 3 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

本件第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的におよぶものであり、当期（平成31年3月期）の業績に与える影響は軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、本日現在の発行済株式に係る総議決権数に対して最大 22.73%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本転換社債型新株予約権及び本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
事業収益	121,911	93,773	64,727
営業収益	△532,389	△785,903	△899,894
経常収益	△322,103	△658,864	△751,609
当期純利益	△323,313	△646,603	△753,048
1株当たり当期純利益(円)	△24.92	△48.83	△55.61
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	231.21	183.27	156.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年5月25日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,381,900株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,382,600株	9.61%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,382,600株	9.61%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第3回新株予約権、第6回新株予約権～第11回新株予約権、及び第13回新株予約権の未行使の対象株式数である1,382,600株の合計です。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値	978円	840円	775円
高値	1,649円	1,250円	812円
安値	508円	609円	525円
終値	824円	777円	698円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

②最近6ヶ月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始値	582円	598円	698円	651円	708円	629円
高値	626円	812円	720円	724円	725円	687円
安値	525円	591円	565円	616円	611円	581円
終値	588円	690円	651円	698円	628円	626円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 平成30年5月の株価については、平成30年5月25日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成30年5月25日
始値	662円
高値	687円
安値	618円
終値	626円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による行使価額修正条項付き第12回新株予約権の発行

割 当 日	平成29年6月26日
発行新株予約権数	10,000個
発行価額	新株予約権1個当たり310円(総額3,100,000円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	673,500,000円
割 当 先	大和証券株式会社
募集時における発行済株式数	13,309,600株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数:1,000,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,000,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数:1,000,000株
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	593,615,260円
発行時における	①RBM-007の治験計画届出準備費用

当初の資金使途	②RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費
発行時における支出予定時期	① 平成 29 年 7 月～平成 30 年 9 月 ② 平成 30 年 4 月～平成 32 年 9 月
現時点における充当状況	① RBM-007 の治験計画届出準備費用として当初 258,750 千円を予定しておりましたが GLP 適合非臨床安全性・毒性試験のための費用が当初計画を上回ったため、RBM-007 の治験計画届出準備費用として 259,747 千円を充当しております。 ② 未充当の資金を RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費として充当することを予定しております。

・第三者割当による行使価額修正条項付き第13回新株予約権の発行

割 当 日	平成 29 年 6 月 26 日
発行新株予約権数	10,000 個
発行価額	新株予約権 1 個当たり 180 円 (総額 1,800,000 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	673,500,000 円
割 当 先	大和証券株式会社
募集時における発行済株式数	13,309,600 株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：1,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 407 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,000,000 株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：0 株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	0 円
発行時における当初の資金使途	RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費
発行時における支出予定時期	平成 30 年 9 月～平成 34 年 3 月
現時点における充当状況	未実施

以上

株式会社リボミック 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

本要項は、株式会社リボミック（以下「当社」という。）が平成30年5月28日付の取締役会の決議により平成30年6月13日に発行する株式会社リボミック 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社リボミック 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金1,000,000,000円（額面総額1,000,000,000円）
3. 各募集社債の金額 金25,000,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金25,000,000円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成30年6月13日
9. 申込取扱場所 株式会社リボミック 管理本部管理部
東京都港区白金台三丁目16番13号
10. 本社債の払込期日 平成30年6月13日
11. 新株予約権の割当日 平成30年6月13日
12. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に725,000,000円、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に275,000,000円を割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
(1) 担保提供制限
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

- (1) 本社債は、平成 33 年 12 月 31 日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、平成 30 年 6 月 13 日以降、平成 33 年 12 月 30 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 1 ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。
 - ・平成 30 年 6 月 13 日から平成 31 年 6 月 12 日までの期間： 100.5%
 - ・平成 31 年 6 月 13 日から平成 32 年 6 月 12 日までの期間： 101.0%
 - ・平成 32 年 6 月 13 日から平成 33 年 6 月 12 日までの期間： 101.5%
 - ・平成 33 年 6 月 13 日から平成 33 年 12 月 30 日までの期間： 102.0%
- (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 15 営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に 110.0% の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違反し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本転換社債型新株予約権を発行する。

19. 本転換社債型新株予約権の内容

(1) 本転換社債型新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本転換社債型新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本

項第(3)号記載の転換価額（但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額
本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「**転換価額**」という。）は、612円とする。

(4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合
調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時

点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価（本④において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(7)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(7)号④に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号③乃至④における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における 1 株当たりの払込金額とする。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ⑦ 本号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- ④ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本転換社債型新株予約権を行使することができる期間
平成30年6月13日から平成33年12月30日までとする。但し、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年12月31日以後に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本転換社債型新株予約権の行使の条件
各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本転換社債型新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本轉換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、
会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の
2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げ
た金額とする。また、本轉換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増
加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて
得た額とする。
- (14) 本轉換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び轉換価
額の算定理由
本轉換社債型新株予約権は、轉換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社
債からの分離譲渡はできず、かつ本轉換社債型新株予約権の行使に際して当該本轉換社
債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本轉換社債型新株予約権が相互に密
接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定
められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーシ
ョンを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び
本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的
価値を勘案して、本轉換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、
当初の轉換価額は 612 円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本轉換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求
書に、行使請求しようとする本轉換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示
し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中
に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場
所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本轉換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替
に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式
を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新
規記録情報を通知する。
- (18) 本轉換社債型新株予約権の行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社リボミック 管理本部管理部
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但
し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面
により通知する方法によることができる。
22. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間
前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の
目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会
の招集を請求することができる。
23. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
- (1) 第 21 項に定める公告に関する費用

(2) 第 22 項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**株式会社リボミック 第14回新株予約権
発行要項**

本要項は、株式会社リボミック（以下「当社」という。）が平成30年5月28日付の取締役会の決議により平成30年6月13日に発行する株式会社リボミック 第14回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社リボミック 第14回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、1,634,000株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）

但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 16,340個

4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金100円

5. 新株予約権の払込金額の総額 金1,634,000円

6. 申込期日 平成30年6月13日

7. 割当日及び払込期日 平成30年6月13日

8. 申込取扱場所 株式会社リボミック 管理本部管理部

東京都港区白金台三丁目16番13号

9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に11,776個、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に4,564個を割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「**行使価額**」という。）は、612円とする。但し、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通

株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項乃至第15項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における第14項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等

の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第14項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

- (5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

- (7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
(4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当

社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第 12 項乃至第 15 項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

15. 第 12 項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第 11 項乃至第 15 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
平成 30 年 6 月 13 日から平成 34 年 6 月 12 日。
但し、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の 1 週間前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って 2 週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権の払込金額（1 個当たり 100 円）は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、本新株予約権に係る取締役会決議日の前取引日（平成 30 年 5 月 25 日）の当社普通株式の普通取引の終値までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた 612 円に決定した。
24. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ①本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ②本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - ③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
25. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
26. 払込取扱場所
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
27. その他
- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。